

## 議第56号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といいます。）の一部改正（令和4年法律第69号による改正）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」といいます。）の一部改正（令和5年政令第280号による改正）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」といいます。）の一部改正（令和5年国土交通省令第75号による改正）に伴い、所要の規定の整備をするものです。

### 2 条例改正に係る建築物省エネ法等の改正内容

#### (1) 既存不適格建築物に係る認定制度の創設

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」といいます。）においては、既存の適法な建築物が法令の改正等により違反建築物とならないよう、新たな規定の施行時又は都市計画変更等による新たな規定の適用時に存在する、又は工事中である建築物については、新たに施行された、又は適用された規定のうち適合していないものについては適用を除外することとし、原則として、増改築等を実施する機会に当該規定に適合させることとしています。

この新たな規定の適用が除外されている建築物（以下「既存不適格建築物」といいます。）について、建基法の一部改正に伴う政令の一部改正により、政令で定める範囲内において大規模修繕等をする場合は、特定行政庁が認定することで、次に掲げる義務及び制限を引き続き適用しない制度が創設されました。

#### ア 接道義務

都市計画区域内の建築物の敷地は、建基法上の道路に2メートル以上接する必要があるため、当該道路に2メートル以上接していない既存不適格建築物の建替え、増築、改築、大規模修繕等をする際は、現行基準に適合する必要がありますが、この度の政令の一部改正により、当該建築物の用途変更を伴わない大規模修繕等であって、特定行政庁が交通上、安全上、防災上及び衛生上支障がないと認めるものについては、引き続き接道要件が適用されません。

#### イ 道路内建築制限

都市計画区域内の建築物は、原則道路内に建築してはならないため、道路内に存在する既存不適格建築物の建替え、増築、改築、大規模修繕等をする際は、現行基準に適合する必要がありますが、この度の政令の一部改正により、当該建築物の形態変更を伴わない大規模修繕等であって、特定行政庁が通行上、安全上、防災上及び衛生上支障がないと認めるものについては、引き続き道路内の建築制限が適用されません。

#### (2) 法律名及び省令名の改正

建築物省エネ法の一部改正及び省令の一部改正により、次のとおり法律及び

省令の名称が変更されました。

変更前：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

変更後：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

変更前：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

変更後：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

### 3 条例改正の主な内容

#### (1) 政令に係る改正

既存不適格建築物に係る認定制度が創設されたことに伴い、手数料を徴収する事務について所要の規定の整備をするとともに、当該認定に係る審査手数料の額を定めます。

審査手数料の額については、当該審査に係る審査所要時間を基に、人件費等の状況を勘案して広島県が算定した額と同額とします。

#### (2) 建築物省エネ法及び省令に係る改正

法律名及び省令名の改正に伴い、所要の規定の整理をします。

### 4 施行期日

令和6年4月1日